

エコリーフ文書管理番号：R-14-04
発行：2008(平成20)年 5月1日

エコリーフ環境ラベル作成支援ソフト およびデータベース使用規程

社団法人産業環境管理協会

作成	承認

付則

(改訂履歴)

訂番	年・月・日	頁		承認
01	平成14年4月1日	－	新規作成	
02	平成17年4月1日	－	協会組織変更	
03	平成18年7月7日	－	協会組織変更	
04	平成20年5月1日	－	制限事項の変更	

エコリーフ環境ラベル作成支援ソフトおよびデータベース使用規程

(目的)

第1条 本規程は、ラベル作成申請者にエコリーフ事業室(以下「当室」という)が貸与する環境ラベル作成支援ソフトと、共通原単位および特性化係数を収録したデータベースの使用方法を定める。

(支援ソフト)

第2条 本支援ソフトには、データベースが含まれている。

2. 本支援ソフトは、ラベル作成者のうちの希望者に、電子媒体で貸与する。

3. 外部検証方式に基づくラベル作成者は、製品環境データ検証用書類等申請書/検証申請書(F-36)に支援ソフト貸与希望の有無を記入する。内部検証方式に基づくラベル作成者は、当室に直接請求する。

3. 貸与期間は3か月とするが、3か月ごとの延長を認める。

4. 貸与料はエコリーフ環境ラベル料金規程に定める。

5. 貸与を希望するラベル作成者は、第4条の遵守に関する誓約書の提出を求められる。

(データベース)

第3条 本データベースはラベル作成者に無償貸与する。

2. 外部検証方式に基づくラベル作成者には、検証用書類一式の提供時に貸与する。内部検証方式に基づくラベル作成者には、その請求に応じて貸与する。

3. 当該製品のラベル登録時あるいはラベル登録中止時には、ラベル作成者は、本データベースを遅滞なく返却しなければならない。

(制限事項)

第4条 ラベル作成者は、本支援ソフトおよび/またはデータベースの全部または一部を、原則として、当該製品のラベル作成以外の目的に使用してはならない。

2. ラベル作成者は、本支援ソフトおよび/またはデータベースの全部または一部を、第三者に開示してはならない。

3. ラベル作成者は、本支援ソフトおよび/またはデータベースの全部または一部を、複製および/または複写してはならない。

付則 (改訂履歴)

本規程は、平成14年4月1日から施行する。

本改訂は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

本改訂は、平成 18 年 7 月 7 日より施行する。